

第三十八回 参議院 商工委員会 會議録 第二十四号

昭和三十六年五月十八日(木曜日) 午前十時四十分開会

委員の異動

五月十七日委員上原正吉君辞任につき、その補欠として大泉寛三君を議長において指名した。本日委員阿具根登君辞任につき、その補欠として相澤重明君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 榎木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
榑 繁夫君

委員

赤間 文三君
大泉 寛三君
岸田 幸雄君
小林 英三君
山本 利齋君
近藤 信一君
中田 吉雄君
向井 長年君
加藤 正人君

衆議院議員

田中 武夫君
勝間田清一君

國務大臣

通商産業大臣 榎名悦三郎君

政府委員

通商産業 始關 伊平君
政務次官

通商産業省 松尾 金蔵君
企業局長
通商産業省 佐橋 滋君
重工業局長
事務局 小田橋貞寿君
常任委員会 小田橋貞寿君
専門員

本日の會議に付した案件

○理事補欠互選の件

○百貨店法の一部を改正する法律案

(衆議院送付、予備審査)

○産炭地域の振興に関する臨時措置法

(衆議院送付、予備審査)

○自転車競技法の一部を改正する法律

の一部を改正する事業案(内閣送付、予備審査)

○小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(榎木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、理事の補欠互選を行ないました後、さきに衆議院より予備審査のため送付されました百貨店法の一部を改正する法律案及び産炭地域の振興に関する臨時措置法案について、また一昨日内閣より送付されました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、それぞれ提案理由の

説明を聴取し、ついで工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案及び機械類賦払信用保険臨時措置法案の審査を行ないます。

○委員長(榎木亨弘君) 初めに委員の異動について報告いたします。

昨十七日上原正吉君が委員を辞任され、その補欠として大泉寛三君が委員に選任されました。また本日、阿具根登君が委員を辞任、その補欠として相澤重明君が委員に選出されました。

○委員長(榎木亨弘君) それではまず理事補欠互選の件を議題といたします。

去る十六日理事吉田法晴君が委員を辞任され、理事の欠員を生じましたので、その補欠を互選いたしますわけでありますが、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰ぶ者あり

○委員長(榎木亨弘君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に榑繁夫君を指名いたします。

○委員長(榎木亨弘君) 次に、百貨店法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題とし、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員田中武夫君。

○衆議院議員(田中武夫君) たいま議題となりました百貨店法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

百貨店法が施行されてからすでに五年を経過して参りましたが、その実績を顧みまするに百貨店の既得権益擁護のための法律と化し、一般小売業者の利益は著しくそこなわれてきておるのであります。この事態を予想して社会党は、当時において修正案を提出し、百貨店法の遺憾なきを期したのでありますが、入れられるところとならず、わずかに付帯決議において法運用の適正を政府に求めたのであります。しかるに、この付帯決議すら完全に無視され、あるいはさらにそれに反するような措置すら行なわれて参つたのであります。

法定時間題となりました、かけ込み増設は、その後一段落をしたかに見えましたが、最近また、にわかには百貨店の増設が活発化し、一般小売業者は重大な脅威を与えつつあります。すでに東京だけでも約二十万平方メートルの売場面積の拡張が計画され、既存面積四十万平方メートルの五割に達する大幅なものであります。東京以外の地方都市においても、続々百貨店の新設が計画され、地元の小売業者は、みずから生活権を守るため、一斉に反対運動に立ち上がったことは、衆知の事実であります。さらにそのほか、百貨店業者によるスーパー・マーケットの乱設、あるいは大資本による百貨店類似行為など、百貨店法の脱法行為は枚挙にいとまないところであります。

こうして、乱設される百貨店は、その営業方法においても、資本的優位を利用し、不当に中小企業を圧迫しておるのであります。商業活動を活発化し、消費者へのサービス向上をはかることは、もとより異論のないところであります。今日わが国の産業構造においてはその流通部門に占める一般小売業者の特殊な地位を考へるとき、当然そこに流通機構の適正な配置が考慮されてしかるべきであります。でなければ、一般小売業者の経営安定を確保することは不可能であり、いわんやその近代化、合理化はとうてい期待し得ないのであります。

そこで、一般小売業者の生活と経営の安定を確保する立場から、百貨店営業に對し必要な規制を加えようとするのが、本改正案の目的なのであります。以下、本改正案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行法が百貨店営業を行なう店舗の床面積の計算において、当然含めるべき部分を除外している欠陥を是正するため、新たに食堂、貸店舗、催し場、店内事務所を加えることとしたのであります。

第二に、許可基準を改め、前回特に付帯決議にうたわれたがら、遵守されなかつたターミナル・デパートの営業禁止を、ここに法文に明記することにしたのであります。

第三に、店舗の新増設にあつては、資本的支配関係にある百貨店並びに百貨店類似営業についても、従来は脱法行為として行なわれたのであります。これを許可の対象としたのであります。

であります。

第四に、建物の工事停止命令を特に明記したことであります。従来、工事施行の既成事実を背景に、百貨店の新設を無理やり認めさせる不当な行為が行なわれてきたが、これを是正するため工事施行中といえども、申請があつた場合、必要あるときは一定期間、工事の施行を停止させることができることとしたのであります。

第五に、百貨店の営業方法について、特に一般小売業者への影響を考慮し、割賦販売、委託販売、出張販売、積立式予約販売、限定展示即売等の特定営業を許可中項としておるわけであります。

第六に、納入業者との関係において、百貨店業者がとくに優越した地位を利用して、不当な取引強要する場合が多いので、返品、値引き、手伝い店員派遣等の事項について、あらかじめ一般的基準を定め、通産大臣の承認を受けさせるよう規制措置をとることとしたのであります。

第七に、国、地方公共団体、公社、公団はその所有する土地または施設を、百貨店業者の店舗の用に使用させないこと。さらにまた展覧会、催し物などみずからの広報活動を行なう場合、百貨店を利用しないことを明文化し、公共機関による百貨店営業に対する特別の便宜提供を禁止させることとしたのであります。

第八に、この改正法律の施行の適正を期するため、必要な報告の徴収、立ち入り検査の権限を通産大臣に付与することとしたのであります。

第九に、一般小売業者の利益が正当に反映されるように、百貨店審議会

の構成を改正し、中小業者の代表を正式構成員に加えることにいたしましたのであります。

最後に、罰則の追加等その他若干の改正を行なつて、法律施行の万全を期してあるのであります。

以上が本改正案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早急実相のため御賛同あらんことをお願い申し上げます。提案説明を終ります。

○委員長(観本亨弘君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(観本亨弘君) 次に、産炭地域の振興に関する臨時措置法案を議題とし、發議者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(勝田清一君) ただいま議題となりました産炭地域の振興に関する臨時措置法案につきまして、提案者を代表して、その提案理由の説明をいたしたいと思います。

御承知の通り、産炭地域におきましては、社会的、経済的に石炭鉱業への依存度がきわめて高く、石炭鉱業の好、不況は、直接的に産炭地域の経済、社会に波及しております。特に朝鮮事変後のわが国経済の不況を境といたしまして、石炭鉱業合理化法の制定以来、一般経済の活況をよそに、石炭鉱業は停滞の一途をたどつてまいりましたが、こうした動きはそのまま産炭地域を深刻な苦境に追い込んでおるものであります。

大畧首切りと、閉塞山を進める合理化の進展は、産炭地域におびただしい失業者を滞留させまして、大きな社会問題を現出しているばかりでなく、地

方財政をも極度に逼迫させ、今日では産炭地域における地方自治体は、まさに危殆的の症状を呈するに至つておるものであります。

しかるに政府は、この危機を倍増する合理化政策の強行にたいしては、異常な熱意を見せておられますが、産炭地域の振興といった面につきましては、捨ててかえりみなかったのが、現状であります。

政府がとなえる所得倍増の高度成長政策も、後進地域、産炭地域の振興面は犠牲をいたしまして、太平洋ベルト地帯や、既開発地域の高度成長策を優先的に取り上げているのであります。二重構造、地域経済の格差の解消が実現できるではありません。

わが国の産炭地域に見られるように、多数の失業者が集中的に発生し、また発生するおそれのあるような地域に対しましては、諸外国でも、国の施策として、強力な振興措置を講じていることは、すでに知られておるところであります。

たとえば、ニュー・フロンティア精神を標榜するアメリカのケネディ大統領は、慢性不況地域再開発のための立法化と、大幅な財政措置を講ずることを約しております。イギリスにおきましては、有名な工業配置法をさらに発展させた地方雇用法を制定し、不況地域の振興に、本格的な取り組みを見ているのであります。特にイギリスにおきましては、すでに一九三〇年代に石炭、造船、鉄鋼が不況に悩んだときから取り上げられておるのであります。一九三四年には特別地域開発及び改善法、一九三六年には特別地域再建

協定法が制定され、石炭や綿業等に依存していた不況地域が、これらの法律によって振興されたのであります。

第二次大戦後におきましても、一九四五年度の工業配置法、一九四七年には都市農村計画法、一九五〇年には一九三七年特別地域法の改正等の一連の立法で、再開発が進められ、一九四五年から五〇年までに設立された新工場のおよ半数は、開発地域におけるものであつたといわれておるのであります。

さらに一九六〇年に制定された地方雇用法は、工業用不動産経営公団をも設けて、不況地域の産業振興をはかっているものであります。

しかるに、わが国におきましては、産炭地域の経済が、今日見られるような苦境に追い込まれているにもかかわらず、何らの施策も講じなかつたことには、こうした諸外国の例を引き合いに出すまでもなく、政府の怠慢、これに過ぎるものはない、と言わざるを得ないのであります。

政府はようやく今国会に産炭地域振興臨時措置法案を提案して参つたのであります。その内容は振興の名に値するものではなく、全く空虚な法案にすぎません。今年度もわずかに三千万円の予算が、この調査のために計上されておるのであります。一体、政府は産炭地域の苦境などのように考へておるのか、産炭地域の関係者ならずとも、そのあまりにもひどい認識不足ぶりに、あきれられるものであります。

このように政府が、羊頭を掲げて肉を売るに等しい産炭地域振興法で、当面の糊塗策に出る以上、社会党といはしましては、眞の振興策をここに提案することが、当然の責務であると考

えまして、本法案を提出した次第であります。

以下、簡単に本法案の内容について御説明申し上げます。

第一にこの法律は、現在多数の失業者が発生しており、また、発生するおそれのある産炭地域において、産業の開発を促進して雇用の増大と石炭の需要の安定的拡大とをはかり、もつて地方経済の発展に資することを目的としておられます。このため、産炭地域振興審議会の意見を聞いて、産炭地域振興基本計画及び振興地域毎に、産炭地域振興実施計画を定めることとしたしました。なお、開発すべき産業は単に鉱工業のみでなく、農業をも含めることいたしました。

第二に、産炭地域の振興を効果あらしめるためには、国の強力な助成がなければならぬことは申すまでもありません。このため用地の確保、建築の補助、産業関連施設の整備の促進、資金の確保、減価償却の特例等の助成措置を規定いたしました。一般に産炭地域は、他の地域に比して、その産業立地の面で劣つておるため、産業の開発に困難をきたしているものであります。かかる施策が講ぜられずならば、疲弊にあえぐ産炭地域にも、再び活況を取り戻させることができると確信するものであります。

第三は、特に本法案の目的達成のため、最も大きな役割を果たさせるために、産炭地域振興公団を設けた次第であります。この公団は、振興地域内の産業の開発を促進するために必要な産業関連施設の整備や管理をするばかりでなく、みずからもその雇用の拡大に資する諸事業を経営し、投資、その他

の助成をも行なわせようとするものであります。

産炭地域の振興につきましては、もはや調査の段階ではありません。すでに実行の段階に立ち至っているのでもありまして、このためには寸刻の猶予も許さないのであります。その緊急性と、しかも、ある程度長期の計画のものと促進する必要があるとの考えから、私どもは、この法律の期限を十年の臨時措置法といたしました。何とぞ慎重御審議の上、本法案に御賛同下さいますよう切望する次第であります。

○委員長(榎木亨弘君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(榎木亨弘君) 次に、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、自転車等機械関係事業の振興をはかるため、日本自転車振興会が、競輪施行者から売上金の一部の交付を受けてこれらの事業の振興に関する事業を行なうという現行の制度を、さしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

現行の制度は、昭和三十三年の第二十六国会において成立した改正法律に基づいて定められ、昭和三十五年の第三十五国会に一部改正されたものであ

りまして、この資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行の日から四年を経過する日、すなわち、昭和三十六年十月一日以後においては、別に法律で定めるところによることとされております。

従いまして、昭和三十六年九月三十日までに、この制度をいかにするかについての立法措置をいたさねばならぬのであります。競輪等の公営競技全体につきまして根本的に検討を加えるため、昭和三十五年十二月二十八日施行の総理府設置法の一部を改正する法律に基づき、総理府に公営競技調査会を設けまして、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議している次第であります。

この公営競技調査会の結論としては、この公営競技調査会の結論を持って、競輪制度全体について御提案いたす際に、その一環としてその中に織り込むことが適当と考えております。

ところで、公営競技調査会は、当初の予定よりおくれ、昨年末の第三十七国会において設置がまじりました。その結論に従った立法措置を今国会中にとることがきわめて困難な見通しにありまして、

従いまして、公営競技調査会の結論が提出され次第すみやかに立法措置を講ずることとし、この際は、さしあたり現行制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしました。御審議いただくことにはいたした次第でございます。

第九部 商工委員会会議録第二十四号 昭和三十六年五月十八日 【参議院】

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに提案いたしました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案と同様に、小型自動車等機械関係事業の振興に関する制度をさしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

本案と同様に、今後この制度をどうするかにつきましては、小型自動車競走の制度全体について御提案をいたす際に、その一環としてその中に織り込むのが適当と考えておりますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしました。御審議いただくことにはいたした次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(榎木亨弘君) 両案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(榎木亨弘君) 次に、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

午前十一時七分速記中止
午前十一時七分速記開始
○委員長(榎木亨弘君) 速記を始めて

下さい。

○中田吉雄君 この間ちょっと質問したのですが、通産省からいただきまして「工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案関係資料」ですね、「工場立地の現状と動向」ということで百六十六カ所ですか、御調査をされて、その結果が要約されて分析が示されているわけですが、一ページにありますが、工場が工場を呼んで大消費地に近い所に集まると工場が集中するということなのですが、いろいろなことが要約されているのですが、その下の表に「四大工業地帯の全国工業生産額に占める比率」というので、ずっと四大工業地帯にだけ工場が集中しているかという度合いが示してあって、昭和五年のころはなんですか、終戦以来、四大工業地帯にますます集中する、集積するトレンドになっている。これは三十二年までなんですか、その後一その傾向が強いんじゃないかと思う。この傾向は、全国的な調査ですから大へんですが、あるかと思うのですが、これはどうなんでしょう。

○政府委員(松尾金蔵君) 三十四年にございましては、この比率を出しました基礎であります工業統計がまだ正式のものが出ておりませんので、同じ調査比率が出せない、現在はそういう状態ですが、傾向をいいたしましては、おそらくこの集中傾向はさらに強まっておるものであらうと考えます。

○中田吉雄君 私、ただいま局長が言われたように、最近の四大工業地帯に関連産業が集中している度合いは非常に大きいと思うので、こういう傾向から見て、早くやほりもつと強力な措置を——次官もまだ十分自信もない

ので、手固い方法でというふうな御説明もありましたのでわからぬこともないのですが、昨日も稲葉秀三さんと同じく工場立地をどう配置するかということ、少なくとも諸外国を最近回つてみても、オランダ等を見ても、非常に合理的な配置という問題をやっているということ、私は、企画庁からも出ていますので、そのときに総合的な質問をいたしたいと思うのですが、この傾向からしても、私はこの問題は特に先般も申し上げましたように、外国のように土地の広いところでしたらけつこうですが、日本のような土地の狭いところに無計画に配置されたのをもう一べん配置がえ、再編成するということの困難性を考えますと、これは緊急を要する問題じゃないか、そしてこの統計表のトレンドを伸ばしていくと、一そうその感が深いんじゃないかというところで質問しようとしたのですが、まだのようですから、その点はそれにしておきまして、この百六十六カ所のきめ方を少し……各県に通産省から委任されて、そして審議会にかけてきめられたと思うのですが、それをどういうふうにしてやられたかということ、私地方行政委員会に所属しまして各府県の動向を見ても、なかなか各府県とも熱心に地域経済の発展を期そうという、その前提として基礎調査をたくさんやっておりますが、当局が見られて、全国的にどのような府県がモデルケースといたしますか、参考にするに足るようなりつぱな調査をやります。総合計画を立てているか、私の知っているのでも若干通産省、企画庁その他からやめてもらって、県庁に来て、そういう作業をやっているところ

三

もあるのですが、そういうところがあつたら、一つ知らしていただきたい。

○政府委員(松尾金蔵君) 従来調査を進めて参りました調査地域は、いずれも新しい工場立地条件の整つた、あるいはその条件のいいところであつて、いずれも甲乙はないと思つておられますが、しかし申上げますれば、族成工業地帯は別といたしまして、新しい地帯につきまして、府県の方でも特に熱心だという意味で、たとへて申上げますれば、静岡県でありますとか、あるいは三重県でありますとか、ほかにもあるいはたくさんあると思つておられますが、特にこの辺のところは御熱心で、また工場も御承知のように続々と進んでおるといふような、状況ではないかと思つておられます。

○中田吉雄君 これまでいろいろ調査をされ、各府県も工場誘致に非常に熱心で、工場敷地の造成等をしておりおるのですが、最近宮崎県は非常に広大な土地を造成して、計画がそつたり、工場の誘致もできぬ、知事の命取りとも言いませんが、非常に困つておるのですが、この調査に関する本法律と、いづれそういう計画を立てようとするときには、ここに指導の部屋があるのです。そういうところをいろいろ指導されたと思うのですが、せっかくたくさん造成して、必ずしも財政の豊かな県でないのですが、デット・ロツクに乗り上げて困つておるが、そういうこととは、どういふ関係にあるのですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 現在までの調査資料の利用は、今お話しでございましたように、工場建設をやる方の側だけでなくて、工場誘致その他について地元の方でも資料の利用がされております。おりますけれども、この立地調査の点は今例におあげになりました宮城県の地域について、その地域はすでに調査を終わつておりますが、調査をいたしたときに、すでにもう埋め立てが終つておるといふふうな時間的にそういう関係になっております。もちろんこの工場地帯の造成、たとえば埋め立て等を地元でおやりになります際には、周囲の状況といふことが近くの府県の状態等ももちろん考慮に入れて計画を進められると思つておられますが、そういう場合に現在の調査資料が利用されると思つておられます。ただいまおあげになりました宮城県の例は、調査資料の結果、埋め立て造成をされたという時間的關係になつておられません。

○中田吉雄君 そういふ関係でなかつたにしても、善後措置として何らかの相談に乗つて、先にも申しましたように、あそこは必ずしも豊かな県財政ではないのに、何とか僻遠の地だが、工場誘致をしようと思つておられるのですが、あそここの立地にふさわしいような工場を何とか世話をしようといふような相談はまだないのですか。

○政府委員(松尾金蔵君) ただいまお話のところは、いづれも具体的なケースの場合でございますので、若干申上げにくいところもありますが、現実的に地元、県も、またしばしば知事の御上京の機会にも私どもの方と連絡をとつていただいております。私どもの方でも従来若干の候補というふうな問題は御相談したこともございますが、何分にも私どもは今御指摘のその地域は、自然的条件あるいは水の問題

その他は相当いい地域だと思つております。ただ現在工場が敷地を求めます際の傾向といつたしましては、御承知のように、なるべく消費地に近い所というふうな傾向がまだまだ抜け切れません。そういう意味から従来必ずしも成功したしてありませんが、私ども当然あれだけの立地条件を整えてやつておられるわけでございますが、今後ともできるだけ工場の建設がああいう所に行なわれるように、お力添えをしたと思つておられます。

○中田吉雄君 そういふふうにご調査の百十六カ所調査された傾向として、大消費地近くの輸送コストの節約できる地帯に立地するという傾向が出ておるといふことですが、そういう点では高崎は非常に不利な所でありまして、しかし国内消費でなしに、かりに輸出産業あるいは先に言われた水の問題その他で輸送上の不利をカバーすることができるといふ立地であるか、その点の比較量をやれば、立地すべき工場というものは若干のヒントが得られるのじやないかと思つておられますが、私地方行政を長らくやつておられますが、各県とも熱心にやつて、そういうことのないように三重県等にもありますが、そういうことのないように、やはり調査は各府県に委嘱してやつておられるのですし、いづれはあそこ何らかの措置がとられると思つておられますが、私はあつておられると思つておられます。

○政府委員(松尾金蔵君) お手元の配付資料の立地指導室利用状況の表をお配りしてありますが、こういう指導室の利用の際には、私どものこの関係のものがある御相談に乗つておられます。そういう気持ちでもつて、事実上の助言という言葉を過ぎるかもしれませんが、御相談にはその都度、実際、事実上の相談なり助言をいたしておりますが、法律上の助言、つまり法律上の正式な助言を求められて、従つて法律に基づいて助言をいたしました例は、従来まだそういう件はございません。

○中田吉雄君 そうしますと、第一条にありますが、いいただきました資料のようない、工業立地指導室利用状況というふうなことで、実質的な助言をやつたということですか。

○政府委員(松尾金蔵君) その通りでございます。

○中田吉雄君 そうしますと、今までの「助言」とありましたのを、今度改正法にありますが、「助言又は勧告」を行なうことができるようになっておるのですが、この両者は非常に深い関係にあると思つておられますが、届出制と勧告制を必要とするに至つた——なぜこれだけの助言、実質的な相談に乗るのだけで不十分で、こういう措置を必要としたか、なかなか助言、相談では足りないで、当局の意向を無視して、工場立地の配置上、好ましくないというふうな例もあつて、こういうふうな例でございましたら、その点はいかがですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 従来も現行法の運用におきまして、御指摘のような問題は、私どもそういう問題に直面したことはございません。調査資料を見て、私どもに相談をかける分は、いづれ会社自身が自分でものを判断する場合には、私どもの方から資料の提供なり助言をいたすのでありますから、その間にトラブルは何らございませんでした。ただ現行法の立場は、たまたまという言葉を過ぎるかもしれませんが、たまたま資料の提供を求められ、助言を求められる、指導室を利用される場合だけの問題でございます。しかし従来このようない新しい立地条件の調査資料を公開をいたしておりますが、もちろん利用されておるのでありますけれども、実際にその結果、どういふふうな今の百十六カ地点の調査地域に工場建設が行なわれたかという点、制度としては何ら私どもの方に知る方法がないわけでありまして、あの地域にはその後こういう工場ができたやうなことを伝え聞くという程度であります。従つて現実に私どもの方の助言なりあるいは事実上の行政指導で、立地指導をうまくやりますかできないかということ、非常にそこには不徹底と申しますか、範囲が狭くなると思つておられます。そういう意味で、工場建設の、小さなものは別であります、少なくとも大きなものにつきましては、その現状把握をまずやりたい、それによつてできるだけ行政指導も行ないたい。さらに今回の改正で、勧告という点まで触れておられますが、これはよほどの場合でなければ、この勧告ということは発動いたしませんけれど

も、しかし勧告という制度を法律上設けるには、その勧告をする動機が、全国的に把握しておかなければならぬといわなければならないので、法律的にも勧告という制度を設ける以上は、届出をしていただく、たまたま見つけたものに勧告するというわけに参りません。そういう意味で届出、勧告ということが今回の改正の趣旨になったわけでありませう。

○中田吉雄君 勧告の法的な効果の問題ですが、法律的に規定せぬでも、これまで勧告、相談といいますが、行政措置としていろいろたたくさんやっておられると思うのです。通産省はいろいろ行政措置でやられるのでもやっておられると思うのです。いろいろ鉄鋼、紡績その他やっておられるのに、こういう措置をされるのですが、行政的な措置によってやるのと、法律的に規定してやるのとどうい違いがあるのか。また罰則規定はないのですが、はたして思いとどまるかどうか。相当、届出するまでにはすでに準備万端整えてやると思うのですが、その辺の関係はどうでしょう。

○政府委員(松尾金蔵君) この勧告を、実際に法律上の勧告という場合は、かなり今御指摘のようにむずかしい場合であると思えます。従来、勧告というものでなくとも、行政指導、助言で相当程度はいけるはずでありますけれども、しかしこの第九条にも勧告制度の要件としておる、予定して勧告を、考えておられます場合は、この条文にもありますように、「きわめて」とか、あるいは「著しく」というように、立地条件その他について、非常に問題のある場合に限定いたしておる。そういう場合には、おそらく当該会社の立場からいまして、まあもうやすやすとは聞きにくい。自分の会社の立場からいえばやすやすとは聞きにくいというような場合であると思えます。しかしそういう場合でありますだけに、単なる助言あるいは単なる行政指導だけではないような場合を想定いたしますと、やはり罰則はありませぬけれども、法律の制度として正式の勧告という形をとった方が実際上の効果があると思えます。ただ罰則がないから事実上守られないのではないかと、という点も私もその点は懸念をいたしましたけれども、しかしたゞいま申しましたように、他方、立地条件の云々の見地からいって、極端に困る場合を限ってこの勧告の運用をいたします。そういう場合にはおそろしく世間一般の見目も、やはりなるほどほんとうに困るといふような極端な場合であるだろうと思えますので、そういう状況の場合に、法律に基づく正式の勧告が出されますれば、その会社もそういう状況下においては、少なくとも勧告を守らなければならないような立場があると思えます。そういう意味でやはり法律制度として正式なものがあった方が、あることが必要であらうという意味で、この勧告の規定を置いたわけでありませう。

○中田吉雄君 地方行政で、よく町村合併に際しないものを勧告する、応じないところは地方交付税をやらぬぞ、起債をつけてやらぬぞというように、なかなか伝家の宝刀がありますから……私には、たとえばガスとか、いろいろ料金等でお世話にならなければならぬところは、これはなかなか後難をおそれて勧告を聞くと思うのです。私は、そう通産省にあまりお世話にならぬというところは、なかなかめんどろじやないかと、こう思うのです。事業によってこれは非常に差があらうと思うのです。電気とかガスとかいうようなことで、料金値上げ等でお世話になるので割合に後難をおそれてよく聞くと思うのですが、私はなかなか問題であろうと思うのです。が、じゃ、こういう場合はどうなりませうかという仮定の質問でありますが、同じ地域に二つの企業が競合して届出をしてきた。実際これは一つでいいというようなことになったら——これはまああらゆる場合を想定して勧告という問題を考えてらるらうかと思うのですが、一体これはどうなりませうか。

○政府委員(松尾金蔵君) ある地域に二つの工場が競合して建設予定ということで届出をされた場合、その場合一つでいいという理由が、今のお話の、一つでいいという理由が一体どういふことかというところまで具体的ににならないと判断は非常ににくいと思えますが、かりに一つでいいというのが、ただ一般的にそこに二つの工場をして作らなくともいい、あるいは二つよりは一つの方がいろいろの場合に、いろいろなことから考えて適當であるという程度であれば、これはもちろん九条の勧告は出しようがございませぬけれども、たとえ、その地域には今後とも工業用水の問題にいたしても、今後いかに工業用水の開発をやっても、そういう多量の水を使う二つの工場が、その地域にやられたら、一つならどうにか間に合ふけれども、将来とも二つの工場はとて無理だという次第で、その工場がおの自分のところだけは水が取れるというような想定で、競合して届出があるというような場合をかりに想定いたしますれば、その場合には当然両会社の話し合いで解決をつけてもらおうというのがまず第一でございますけれども、どうしても話し合いがつかないというようなことになりませぬ、まあ事実問題でありますけれども、その間に政府の方でいろいろあつせんその他をいたしましたように、その最後のところには、あるいは第九条の勧告ということも考えられるのではないかと思います。

○中田吉雄君 この指導室というのですか、これはやはり私は相当充実して、まあこれは業者の立場からいって、全体の立場からいって何だと思わうのですが、今どういふスタッフがもらえるのですか、そこをいろいろ出しておられるような調査物というものはあります、その点一つ……

○政府委員(松尾金蔵君) 立地指導室に常時何人いるかという意味でありませうと、あまり多くはございませぬが、立地指導の關係で指導室の担当をいたしております者は現在七名ほどおります。しかしこれはそれぞれ具体的な場合にいろいろ御相談がありますれば、立地指導室だけではなくて、私も立地課の者があそこへ出ていて相談をいたしておられます。

なお、出版物その他の資料と申しますれば、資料その他はそのつどでございますけれども、最近のものは、これは前にござらんになっておるかも知れませんが、「我が国工業立地の現況」こういうものが最近出したものであります、もう少し前には、こういう産業立地のシリーズもやっておりますが、もちろん出版物その他の方はそう決して多いものではございませぬ。

○中田吉雄君 一つシリーズをいただきますが、最後に、工場立地と軍用飛行場との關係なんですがね。実は鳥取、島根両県に關する問題なんです、美保の飛行場をジェット機基地化する、そして淡水化しようとしている海に二千四百メートルの滑走路を作つて、まあ二年六カ月くらいで二十三億くらいかかる、こういう問題で、しかもこの企業局で調査された「我が国工業立地の現況」、白書ですね。これでも島取、島根両県で将来とも相当近代的な工場が立地する可能性のあるという分析の結果がまとまっておる。は、この中海の臨海工業地帯なんです。境港から米子、松江、安来、この地帯だけが工場立地の適地だと、これはまあ開発銀行のかなり充実した調査部でやったのもそういうおるので、そのどまん中にジェット戦闘機の基地ができるのですが、これは一体両立するものでしょうか。実際これは、まあイデオロギー的な問題は別にして、島根、鳥取両県の二百万近くの県民——こだけが調査された結果で、まあこの調査の動向でも、海に面したところでないとはとんど近代的な工業は発展してないという結果からいっても、いい港灣を持つた一つの地帯なんです、そのまん中にジェット戦闘機の基地ができる、しかも工場が立地してしまつてからできるというものなら、まあなかなか立ちのくというところでもございませぬが、たくさん、多大な投資をして、非常にリスク

も計算せねばならぬというふうなことで、これは非常に心配して、はたして両立するかどうか、こういう問題を調査されたことがありますか。そういうことについて局長の一つ所見を——

一体その工場立地の百六十六カ所のうちの、鳥取、島根、両県の中でただ一つの工場が立地する可能性のある地帯なんです。それで国民所得倍増計画にも有力な地帯として載っておるのですが、その点で、まあイデオロギー的な政府のやることだからというふうな問題でなしに、これはまあ多大な投資をたしてするだろうかというふうな心配はあるのですが、あるいは騒音等の関係、そういう関係は一体どうなんでしょう。そういう調査がありますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 今お話の中海海工業地区には工業地区としての調査を私もやっておるだけで、それ以上のものは実はないわけでありまして、いわゆる飛行場の関係では、いわゆる民間機の航空法の運用の際には、これは運輸省との間に、飛行場の地域の指定、告示等は相談を受けるように覚書で運輸省との実際上の連絡はとっております。今御指摘のジェット機の飛行基地の点は、これは私も事実問題として防衛庁その他から話も伺っております。内容も詳しく存じませんが、いずれにしても、おそらく土地買収の問題が出てくるのであらうと思えますが、その辺のときに、一体今お話のように、せつかくの臨海工業地区として、中海臨海工業地区としていい条件を持っておる地域をそういう形で利用されるということの間の調整ができるのかできないのか。できないということであれば、これは地元と

しても、やはり土地買収その他の点にいろいろお考えなりお話し合いがあると思えます。私もそのところで現在までのところは今お話の点は具体的な問題としてはまだその事実を承知いたしておりません。

○中田吉雄君 これ実は私社会党で、陸地にこれまで飛行場を延ばすということに反対しておったが、今度は海の中に出るわけでありまして、淡水化する海の中に出る。陸地の延長でない方向に飛行場を拡張することになったんです。その土地の競合というところは割合ないんです。ただまあそういう境港から米子、安来、松江と、こういう臨海工業地帯の中心にくる。そういうことが、騒音——万一の場合のリスク等を考えたら工場が立地するだろうか、投資する企業家が出るだろうかという心配が非常にわれわれ——これはイデオロギーを別にしておいて、これはそういう危険なところにこれから理め立てて、そして水の問題、淡水化し、多目的ダムを作って工場用水を確保し、港湾を修築しておるところに、そういうところ、まあ最善の立地ではないんです。表日本ベルト工業地帯とは違って、ベストの工場立地ではないのに、なおそういうリスクがあるかもしれないというところ、くるかどうかという問題です。まあなかなか局長さんとしてはめんどうな問題ですが、角度を変えて、小松もたしかこの調査の中に入っているんですが、ね、小松にもできたんですが、あれはいろいろ小松製作所その他があるんですが、あれは飛行場との距離はどうなっているんですか。それから浜松に

田何とかがあります。これは飛行場との一体距離はどの程度離れているか。防衛庁は、まあ浜松の例をあげて、何とかオートバイの会社があるから、何となくぶだ、影響ないというふうな説明をこの前やっています。そういう点はどうなっているんですか、小松、浜松等。

○政府委員(松尾金蔵君) 小松の例は私あまり詳しく実情を承知いたしておりませんが、浜松の例は、御承知のように三方原を中心に最近今お話のある本田技研その他工場建設が非常に急速に進んでおります。これも浜松の飛行場にかたがた、まあどうせジェット機のごとくでありまして、もう距離が少しぐらいの差ですというところではないと思えます。私たまたま三方原の工場建設の場所を見学したことがございしますが、なるほどジェット機は、しょっちゅう上空で爆音を立てておるようでありまして。しかし浜松地区には——今お話の三方原地区は従来は水が非常にとぼしいところ、ございませぬ。従いましてあの地域に農業開発をするのにも非常に困難だし、しかしそれをあえてして、そこに農業用水を持ってきて農業開発をやるという計画も現在ございますけれども、おそろしく現状では、あの三方原地域は、それより先に工場建設の方が行なわれるのじゃないかと、われわれは想像できるほど工場建設がかなり急速に行なわれているわけでございます。まあその例がすべての例に当てはまるかどうかわかりませんが、少なくとも三方

原のあの例はジェット基地が近くにあって、ということ、あまり重大な支障になつておるとは私は考えませんでしたけれども、これは一般的にそのまま言えるかどうか、現実問題としては三方原には工場建設が統一行なわれているという実情のようでありまして。

○中田吉雄君 農林省に對しましては、防衛庁は、中海干拓の計画があるのですから、計画の全貌を話し協力を懇請しているんですが、農林当局に聞いてみると聞きおきだけだ。それが將來干拓して酪農その他にどういふ影響を及ぼすか。水産等についてはこれから検討するというのですが、通産当局の方に何もなかったのではありませんか。その点伺いたいと思います。

○政府委員(松尾金蔵君) 特別な話は何もありません。

○中田吉雄君 これは一つです、鳥根、鳥取両県でいろいろ調査をされて、まあただ一つといつてもいいほどな立地なんです。そういう点で実際さういふことと両立するかどうかということ、これはまあ具体的にその地区の問題でやらねばならぬんですが、そういう問題を一つ将来相談してもらえますかどうですか。一つ純粋な技術的な問題で相談に乗っていただきたいと思います。私の質問はこれで終わりたいと思います。私の質問はこれで終わりたいと思っておりますが、せつかく数年かかって調査をやらされて、大体の傾向はわかっています。私の質問はこれで終わりたいと思っておりますが、せつかく数年かかって調査をやらされて、大体の傾向はわかっています。私の質問はこれで終わりたいと思っておりますが、せつかく数年かかって調査をやらされて、大体の傾向はわかっています。

○政府委員(松尾金蔵君) 工場立地の関係で、いわゆる瀬戸内海地区という意味では、その位置としては決して悪くない位置であると思っております。では、今お話の中にございましてが、やはり水の問題が一番あの地区の重要なマイナスポイントだと思います。あの地区では、大部分現在地下水のくみ上げてまかなわれているようでありまして、あの地区の近くには大きな河川が御承知のようにございませぬ。小さな中小河川は四つ、五つほどあるようでありまして、これらの中小河川は、いずれも水の量が非常に乏しく

し上げて、私の質問を終わります。

○樺葉夫君 この機会に関連して一点だけ伺いたしますが、この高松のこのあれによりまして、工業立地の予定地になっておるんですが、あそこ相当地理立地が、数年目にあちらへ行つてみて、工場が建っていない。政府が工場立地の調査を始められる以前のあれは埋立地であつたかもしれませんが、あそこ工場が数年建たないというものは何か欠格の要件があるのではないかと気がいたします。地元で聞いてみても、やはり工業用水の不足のためになかなか工場が誘致できないというふうなことを聞くのですが、政府の所得倍増計画から申しましても、工業の地方分散というふうなことをいろいろお考えになつておる。しかもあそこは港湾、鉄道など相当地の工場立地の条件はいいと思つておられます。数年目にここにいくつても工場が建っていない。どういふふうな欠格の条件があるのでしょうか。

○政府委員(松尾金蔵君) 工場立地の関係で、いわゆる瀬戸内海地区という意味では、その位置としては決して悪くない位置であると思っております。では、今お話の中にございましてが、やはり水の問題が一番あの地区の重要なマイナスポイントだと思います。あの地区では、大部分現在地下水のくみ上げてまかなわれているようでありまして、あの地区の近くには大きな河川が御承知のようにございませぬ。小さな中小河川は四つ、五つほどあるようでありまして、これらの中小河川は、いずれも水の量が非常に乏しく

て、従いまして、表流水による工業用水の求める源にも、水が第一自然的に乏しいということが一番重要な問題のようであります。この地区内にも、現在ももちろん工業用水道の施設はございませんが、計画としては将来パー・デューで三万六千トンくらいの工業用水を作りたいということであります。現在私も聞いておりますのは、やはり地下水を求めて、あるいは一部地下水処理の還元をやって、全部計算をして、将来三万六千トンくらいの工業用水の計画ができるか、できないかというふうな状況にあると承知いたしております。そういう意味で、いわゆる用水型の工場がある地区に工場立地を求めることは非常にむづかしい、おそらくそういうところにも一つの大きなあ問題があるのではなからうかと思っております。

○榊養夫君 この水が不足しているために工場適地としての条件に欠ける。現地では県ですが、市ですか、吉野川から工業用水道を通すようにしたいというふうなことを言っているのを聞いたことがあります。そういう計画がすでに企業局の方に出されているかどうかというところが一点。

それからあれだけの、どれくらいございませうか、相当な地域であります。あすこで工業用水を地下水に求めるといふような場合に、尼崎とか大阪あるいは東京の江東地区、新潟等に見られますように、工業用水を地下水にその源を求めるといふようなことで地盤沈下の心配はないか、この二点お尋ねいたします。

○政府委員(松尾金蔵君) 第一の吉野川からの水という点は、四国全体と

いたしまして吉野川開発、むしろ四国開発といった方が適当であるかもしれませんが、そういうことは御承知のよういろいろな計画がございます。四国通産局でも吉野川開発、同時に四国開発の問題は、従来かなり現地で御相談、その他に入っているようでありますが、何分にもこれらは先生十分御承知と思っておりますが、四国四県の間の水の問題というものは、多年のいろいろな問題がありまして、現在その話がついていない。そういう意味で吉野川から高松に水を引くという話は、そういう意味からも非常にむづかしいでありまして、また、かりに水源の問題が吉野川に求めることで、解決いたしましても、まあ、はたしてどの程度の値段になるか、その辺は私もまだ十分な検討をいたしておけません。

それから地下水をくみ上げることで地盤沈下のおそれはないかという点でございますが、現在私どもの承知いたしておりますのは、地下水は現在十八メートルない七十五メートルの深度で用水、地下水のくみ上げが行なわれているようでありまして、現状では地盤沈下の徴候はございません。ないと信じております。地下構造その他を調査しなければ、最終的なことは言えないと思っております。まあむしろ高松地区で地下水のくみ上げを過度に行なわれた場合のことを想定いたしますと、地盤沈下よりも塩水混入の危険と申しましょるか、その度合いの方がはるかに心配されるのではないかと、現状では私もその程度のことしか判断いたしておけません。

○榊養夫君 名古屋が伊勢湾台風の洗礼を受けて、初めて地盤の沈下状況と

いうものを本格的に調査することを取組まれるようになった。ところが、今の高松の工業用水を地下水に給源を求める点で、現在までのところあまり下がっていない。あの程度工場はほとんどないのだから、地下水をほとんどくみ上げていないじゃないかと思っております。ところが、あれだけの工業用地を造成いたしまして、そしてその地下水が相当工業をまかなうことができるといふような程度にくみ上げられるようになりまして、これは沈下するとは必至だと思っております。大阪、尼崎等におきましては、地上から十メートルか十二、三メートルまでの砂地、伏流水の還流する可能な深度の地下水のくみ上げというものは、沈下の影響はないのです。四十メートルから五十メートルの深度の地下水が、冷却用などには一番適度が適しておるし、番盤沈下のためにはその層の。その地域の水のくみ上げということが一番大きな原因になっておる。ですから工業用水道法におきまして、地上から百メートルとか、百五十メートルとか、深度を定められておる。高松のあそこが、十メートルから七十メートル程度のところに地下水のくみ上げを行なうて工業用水をまかなうておるといふことであります。これは現実には測定いたしますと、下がっておるのではないかと気がいたします。高松の洗礼を受けて、切めて気がついて、本格的な調査にかかると同じように、ちょうど高松は台風の裏側になっておりますから、内海でもありますし、高潮等の経験、危険といふものも直接今日まで受けていない。

そういうことから、私は、地盤沈下の調査というものはどの程度やっておられるのかということを実は知りたいたいです。もし本格的な調査をやられて、なお地下水を地上から深度五十メートル、七十メートルというところの地下水をくみ上げて、下がっていないというのであれば、これは別でありまして、高松、大阪、尼崎、また江東地区等の経験からいたしますと、高松でやっております深度の層の水のくみ上げが、地盤沈下のためには一番影響の大きい深さの水であるということをお承知しておりますので、別に香川から頼まれて言うておるわけではないが、あれだけのものを造成しながら、数年かかっても工場の建設が目立たない、何か条件に欠けたものがあるのではないかと、こういうことを気にいたしますので、ちょっとお聞きしたわけなんです。どうでしょう、本格的な調査を、地盤沈下をしないかと断言できるような調査をやっておりますでしょうか。

○政府委員(松尾金蔵君) 工業用水法の運用に際しまして、指定地域という問題とも関連して、現在ある地域を限って調査をいたしております。現在、たとえば静岡でございますと、これは、一部そういう意味の調査を、地質調査を中心としてやっておりますが、現在高松地区についてはあまりそういう問題は深くやっておりますので、従来やっております。必要の緩急順序は、全国的に判断しなければなりません。現在高松での地下水くみ上げ、あるいは下水処理による工業用水道計画というの、まだ単なる計画の段階でございます。その計画がさらに具体的にになるといふことになりませう。

ば、当然今の地質調査をやる、地下構造調査を十分にやる、それからなければそういうことは手をつけられない。なお、地質調査なり地下構造調査は、三十五年、六年度を通じて全国的に少しづつではありますけれども、高松地区を現実にとりかかるといふことはちょっとここでは申し上げられませんが、今後問題として検討させていただきますと思っております。

○榊養夫君 もう一点だけだいたい、三月でしたか、地下水は一体だれのものかというところで政府の見解をたしました。明らかな御答弁がない。松尾さんは、どうも地上権を持っておる者の支配権が地下水に及ぶのじゃないか、そういう判例があるのじゃないか、というふうなことを答えられたことがありますので、私もその後ちょっと調査をしてみました。ところが、そういう判例はございません。逆に大審院が昭和十三年の六月二十三日でありましたか、地下水の支配権というものは地主にあるとされておるが、公共的な性質を多分に持つておるものであるから、そのように措置すべきであらうというふうな見解を示しておるのを見つかりました。そこで高松が現に下がっていきなると言われるが、よく聞いてみると調べていないというのであります。それから、これは調査を願わなければなりません。これは調査を願わなければなりません。全国的に判断しなければなりません。現在高松での地下水くみ上げ、あるいは下水処理による工業用水道計画というの、まだ単なる計画の段階でございます。その計画がさらに具体的にになるといふことになりませう。

○榊養夫君 もう一点だけだいたい、三月でしたか、地下水は一体だれのものかというところで政府の見解をたしました。明らかな御答弁がない。松尾さんは、どうも地上権を持っておる者の支配権が地下水に及ぶのじゃないか、そういう判例があるのじゃないか、というふうなことを答えられたことがありますので、私もその後ちょっと調査をしてみました。ところが、そういう判例はございません。逆に大審院が昭和十三年の六月二十三日でありましたか、地下水の支配権というものは地主にあるとされておるが、公共的な性質を多分に持つておるものであるから、そのように措置すべきであらうというふうな見解を示しておるのを見つかりました。そこで高松が現に下がっていきなると言われるが、よく聞いてみると調べていないというのであります。それから、これは調査を願わなければなりません。これは調査を願わなければなりません。全国的に判断しなければなりません。現在高松での地下水くみ上げ、あるいは下水処理による工業用水道計画というの、まだ単なる計画の段階でございます。その計画がさらに具体的にになるといふことになりませう。

○榊養夫君 もう一点だけだいたい、三月でしたか、地下水は一体だれのものかというところで政府の見解をたしました。明らかな御答弁がない。松尾さんは、どうも地上権を持っておる者の支配権が地下水に及ぶのじゃないか、そういう判例があるのじゃないか、というふうなことを答えられたことがありますので、私もその後ちょっと調査をしてみました。ところが、そういう判例はございません。逆に大審院が昭和十三年の六月二十三日でありましたか、地下水の支配権というものは地主にあるとされておるが、公共的な性質を多分に持つておるものであるから、そのように措置すべきであらうというふうな見解を示しておるのを見つかりました。そこで高松が現に下がっていきなると言われるが、よく聞いてみると調べていないというのであります。それから、これは調査を願わなければなりません。これは調査を願わなければなりません。全国的に判断しなければなりません。現在高松での地下水くみ上げ、あるいは下水処理による工業用水道計画というの、まだ単なる計画の段階でございます。その計画がさらに具体的にになるといふことになりませう。

○榊養夫君 もう一点だけだいたい、三月でしたか、地下水は一体だれのものかというところで政府の見解をたしました。明らかな御答弁がない。松尾さんは、どうも地上権を持っておる者の支配権が地下水に及ぶのじゃないか、そういう判例があるのじゃないか、というふうなことを答えられたことがありますので、私もその後ちょっと調査をしてみました。ところが、そういう判例はございません。逆に大審院が昭和十三年の六月二十三日でありましたか、地下水の支配権というものは地主にあるとされておるが、公共的な性質を多分に持つておるものであるから、そのように措置すべきであらうというふうな見解を示しておるのを見つかりました。そこで高松が現に下がっていきなると言われるが、よく聞いてみると調べていないというのであります。それから、これは調査を願わなければなりません。これは調査を願わなければなりません。全国的に判断しなければなりません。現在高松での地下水くみ上げ、あるいは下水処理による工業用水道計画というの、まだ単なる計画の段階でございます。その計画がさらに具体的にになるといふことになりませう。

○榊養夫君 もう一点だけだいたい、三月でしたか、地下水は一体だれのものかというところで政府の見解をたしました。明らかな御答弁がない。松尾さんは、どうも地上権を持っておる者の支配権が地下水に及ぶのじゃないか、そういう判例があるのじゃないか、というふうなことを答えられたことがありますので、私もその後ちょっと調査をしてみました。ところが、そういう判例はございません。逆に大審院が昭和十三年の六月二十三日でありましたか、地下水の支配権というものは地主にあるとされておるが、公共的な性質を多分に持つておるものであるから、そのように措置すべきであらうというふうな見解を示しておるのを見つかりました。そこで高松が現に下がっていきなると言われるが、よく聞いてみると調べていないというのであります。それから、これは調査を願わなければなりません。これは調査を願わなければなりません。全国的に判断しなければなりません。現在高松での地下水くみ上げ、あるいは下水処理による工業用水道計画というの、まだ単なる計画の段階でございます。その計画がさらに具体的にになるといふことになりませう。

にいたしますためには、やはり水の問題を片づけて上げなければならぬ。その問題は、吉野川に水源を求めるかどうかは別として、四国のもめごとというものを政府も早く片づけるようにして上げなければいかぬと思ひますが、地下水のくみ上げが、工業用であるのと建物の冷房用であろうと、それが沈下の著しい原因になっておるといふことは、大阪、尼崎等におきましてはもう明確にデータが出ておるのであります。たとえば終戦になって産業が停止状態にある二十年の下期、二十一年などは、ほとんど沈下が停止しておるのであります。それから一年間を通じて見ますと、冬は沈下の度合いが少なくて、夏に四センチも五センチも多く沈下をしておるといふデータが出ています。それからさらに日で見ますと、おもしろいのですが、正月の休みが続きますね、このときには沈下の度合いがずっと縮小しております。十日ごろになって産業活動が開始されてきますとまた沈下をしております。でありますから、地下水のくみ上げが地盤沈下の重要な原因、重要因子をなしているといふことは、大阪などの調査によっても明らかです。

そこで、工場立地調査、工業用地の造成というふうなことに關して政府は、やはり地下水のくみ上げ、これは冒頭から規制が必要であるという強力な対策をとられる必要があると私は思ふ。西ドイツでも地表から十メートル以下の深度の水をくみ上げる場合には許可主義をとっている。オランダでもそうです。カリフォルニアでも、そうです。ですから政府は、下がつてから

防潮堤の積み上げに補助金を出すといふふうなことはなく、沈下の原因が地下水のくみ上げし建物の冷房用あるいは工業用水のくみ上げの原因によって沈下が起こっているといふことをお認めになるのなら、何とかすみやかに強い規制措置をとられることが必要だと、本法の一部改正などにも關連して強く私は考えられる。重ねて御見解を承ります。

○政府委員(松尾金藏君) 地下水の問題

問題につきましては、前にも椿先生から今の点についてはお話を伺いました。その点にも地下水の法律關係はどうなるかという点のお話がありました。そのとき私は十分にお答えができていないのでありますが、その後すぐその關係は、私も手元の資料で調査いたしました。一応要約したものを申し上げておいたのでありますが、私実はきょうそれを携へて参りますが、あまり詳しいことを御説明できないのでありますが、この問題は、工業用水法の制定当時に、私どもの方でもかなりその点の検討をいたしております。現在地下水の法律關係は必ずしもはっきりいたしません。通説といたしましては、今もお話がございましたように、いわゆる浸透水、流れない溜り水が地下に浸透して、それをくみ上げるといふような意味の地上水は、これはいわゆる私物、私物といふべきか、私の所有權の問題になるようにありますが、私どもこれは公共的な性格の強いものである、公物といふ切れるかどうかかわりませんが、公共的な性格の強いものであるといふことが現在の通説であるようにあります。一般的に地下水とい

います場合には、伏流水なり地下水が大部分でありますから、そういう意味から申しますと、地下水の大部分は公共的な性格の強いものであるといふことは、これは工業用水法の制定当時にも、そういうことも問題になったようでもあります。今、そういうことから考えまして、諸外国の立法例等を引いて、これに規制を加えるべきではないかという御意見は、私はその通りに納得できると考えております。

ただ現実問題としては、先ほど御指

摘のございましたように、問題が重大化したとなかなか、そうしてまた、その規制が納得されるけれども、全国的にいまだ規制というところになりません、なかなかその点については実際問題としていろいろな問題が多いと思ひますけれども、考え方の基本は、今お話ししたような線は、私どもも十分納得のいく考え方であると思ひます。

○榊養夫君 この機会に政府に私望んでおきたいのが、地下水の水脈調査というものは国にはありません、一つもやっていない。それから地下水の管理、規制についての法律は、工業用水法と工業用水道事業法、この二つでわずかに触れておるだけでありまして、国土保全の見地から実に重大だと私どもも考えられるこの地下水の管理、規制については、国の意思というものが定まっています。ですから、なるほど地下十メートル程度のものではあります。河川の水でありますとか、あるいは雨でありますとかいふようなものによって還流するようでありまして、それ以下のなについてはほとんど調査がなされていないのであ

りますが、今度の工業立地調査ということになりますと、初めてこれは地下水を工業用に使用している地域であるかどうかという調査ももちろん今度やられるでしょうか。これまで一つもない、いかがですか。

○政府委員(松尾金藏君) 地下水調査の点

これは現在では地質調査所におきまして、若干の地区について手をつけております。ただこれは全国的に見ますと、まだ手をつけなければならぬところがございますが、流水調査はかなり手数のかかる、また専門的な調査を必要といたしますので、地質調査所のような機構でないとできないと思ひます。そういう意味で若干手をつけております。この調査法に基づきましての地域調査の場合には、そういう資料がたまたまございませば、当然資料の中にその調査を織り込みますけれども、この調査で特別に地下水調査というものは従来はやっておりません。が、今後はやはり地質調査所を中心にするべく全国的にこの調査の範囲を拡げていくということで進めなければならぬと思ひます。

○榊養夫君 水資源の開発促進法と公

団のことで政府が大へん長い間もめておりました、ようやく経済企画庁がまとめ役にたつて、一本にするということに最近政府の方針が定まったように伺います。が、工業立地の調査をいたします際には、私は工業用水の問題、道路、鉄道、港湾、こういうふうなものも総合的に行なわれなければ、工業用地ということにならぬように思ひます。地上を流れておる水の調査は今の法律でやられるようですけれども、地下を流れておる、しかも年々大

うことは、たゞいとお話の通りでございます。地下水、地下にございます。資源の一つといたしましての水に対する着意と申しますか、従来非常に不十分であったということは事実でございます。で、水の問題が重要になればなりませんほど、地下水につきましても、たゞいとお話ございましたように、水脈調査、その他これが活用なりあるいは管理、規制等につきまして、今後さらに一その力を注いで参らなければならぬこととはもちろんでございますが、ただ、これは先ほど局長が申しましたように、非常に技術的な問題でございます。直接担当いたしますところといたしましては、地質調査所にやらすわけでございますが、また、現に地質調査所の中に工業用水課というものがございますので、この方面を担当いたしてござりますので、企業局といたしましては、この方面と連絡をいたしまして、たとえ取水可能量がどの程度であるかというような点等につきまして、急速に一つ調査を進めて参りたいと存じております。ただ、今お話の中にござりましたが、企業局の調査自体におきまして直接に地下水の調査にまで入りましますことは、これは役所の機能上と申しますか、困難であるわけでございます。同じ通産省の中に地質調査所がございますので、この方面と十分に連絡をとりまして、なお、予算の獲得等につきましても協力いたしまして、御趣旨に沿うように今後進めて参りたいと存じておる次第でございます。

○榊兼夫君 地質調査所で調査を進めていただくというところでありますから、今後の御努力を期待いたします。

が、局長も触れられましたように、地下水脈の調査というものは、なかなか技術的にむずかしいものであると承っております。ですから、このちよっと予算を相当思い切つてなれないといふと、これは完全なものにならぬのではないかと。どこでも、全国至るところやらなければならぬということを主張しているのではありません。百數十カ所にわたる工場適地などの水の問題、これは地上の水、地下の水を含めて調査をされることを私は望んでおきます。

○加藤正人君 ちよっと簡単に一点だけ。最近全国至るところにコンビナートができて、諸方に問題をかもしているようにあります。その中でも、今候補地になっている西宮の問題があるのであります。特に同地方はいわゆる灘五郷、代表的な酒の醸造元の多いところでありまして、それが今榊委員の言われた用水に非常に影響を来たすのであります。あの辺は昔から宮水といつて、これは化学的に分析すればどういふ結果で豊富な酒のもとをなすかというところは、まだきわめてないようでありまして、とにかく、ほかの水よりもいい酒ができることは御承知の通りであります。ところが近くに今、日本石油を中心としたコンビナートができておられます。これで酒造業者が非常に脅威を受けております。今そういうことであなの方の方にまでいろいろな陳情がいつているかとも思ふのであります。単に酒造業者ばかりでなく、あの一角は文化住宅都市として、今あそこはその目的で移住した人が多の沿岸に大きな石油工業を中心とした

工場ができませんと、これは酒造業者ばかりでなく、一般市民が署名運動をして非常に反対をやっているものであります。その勢いで日本石油も計画の縮小を考えている。一部を網干、高砂の方面に求めているというようなこと、僕は間接に、そういう候補地はないかという相談を受けたこともあるのであります。まあこれは徳山にもそういうことがあった。しかし企業は大きな金を市役所あたりにやっているのであります。割合に静かになつていまして、誘致に対しては、地方団体が固定資産税や何かの収入が多い。特に西宮なんかは四億圓くらい違うというので、非常に魅力を感じている。一般の利益を犠牲にしてもこれをやろうというふうなことで、住民と市長あたりとの考えが違つらしいのであります。こういう問題について、あなたの方の方にどういふ陳情がいつているかということをついでに伺いたい。

○政府委員(松尾金蔵君) 今お話の中にござりました西宮に日本石油が工場建設をやりたいというので、私どもの方も地元から話を伺っております。あの地区は、今お話のございましたように、灘地区のいわゆる酒造関係の問題だけではないで、もっと一般的に見まして、あの地区は実は水のない地区でございます。それに対して、どういふわけで日本石油が本来非常に水を必要とするような石油精製あるいはコンビナート基地を作ろうとするのか、私どもは客観的に見ますとどうも合点がいけないというくらいに、あの地区には水の問題で非常に困難な事情があるはずであります。そういう意味

で、私が直接日石に話したわけではございませんが、石油の関係を担当しております鉱山局等でも、この問題をかなり心配をいたしております。ただ私どもが聞いておりますのは、日石もその後この問題についてはかなり計画を、今お話もございましたけれども、決定的なものにしていないというふうな聞いております。まああの地区に石油の販売基地を設けるといふような程度のことであれば、これは水の問題とあまり大きな関係はございませんが、そうでなくて、今伝えられているような問題であれば、あの地区にそういう用水型の工場基地を設けるといふことは、われわれは常識的ではないと思つて、そういう意味で、幸いに日石の方でもだいたいいろいろ考えておられるようでありますので、私どもも原則的にはあまり常識的でない計画だといふふうな、会社の方にも、もちろん公式ではございませんが、そういうことも話しました。そういう実情でございます。

○加藤正人君 大きな川もありませんし、用水に非常に困難だと思つて。また今のたとえ地下水に求めるといふようなことになると、榊委員の心配されたことがあそこでも行なわれる。これは単に西宮だけでないので、企業がみづから用水の前途を考えて、このコンビナートの中から脱落——みづからドロップするという傾向が所在にあるようでありまして、徳山などはまだ問題が残っている。ただ西宮のように署名運動などないから、やむを得ず黙っているのが、これは全国至るところに私はあると思う。ちよっとコンビナートが少し多過ぎるのではないかと。これは地方団体が税金の収入に目がくらん

で、前途のことを考えないでやるので、これは通産当局は大いにこの点はブレイキをかけていただきたい、こう思っています。私はこの程度で終わります。

○委員(鈴木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

ちよっと速記やめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて下さい。

本日は、これにて散会します。

午後零時四十九分散会

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小型自動車競争法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
 小型自動車法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十九号)の一部を次に改正する。
 附則第六項中「四年」を「五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次に改正する。

附則第十七条中「四年」を「五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年五月三十日印刷

昭和三十六年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局